

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1 スポーツ推進施策の充実強化について                      (1) スポーツを活用した健康づくりや子どもたちが夢や希望を実現できる環境づくりを進めるため、整備計画が凍結されているスポーツ健康科学センター・多目的屋内練習施設の整備を進めること。</p>	<p>スポーツ健康科学センターや多目的屋内練習施設については、岩手県スポーツ推進計画において、スポーツ医・科学を活用したトップアスリートの育成や健康づくり支援、IoT・AI等の最先端技術の活用等によるスポーツ振興を図るため、その在り方について改めて検討を進めることとしています。                      このため、県では、スポーツ医・科学の知見を生かした健康づくりや競技力向上等を図る「いわてスポーツ推進プラットフォーム」の設立に向け、令和元年度、産学官のメンバーによる研究会を設けたところであり、まずはソフト面を中心に具体的な進め方を検討しています。</p>	文化スポーツ部	スポーツ振興課	B 実現に努力しているもの
<p>1 スポーツ推進施策の充実強化について                      (2) 地域活性化のため、スポーツ施設を活かした県主催または全県的な各種スポーツ大会や文化イベント等を積極的に開催すること。また、全国規模の大会やスポーツ合宿の誘致の支援をすること。</p>	<p>県では、ラグビーワールドカップのメモリアルイベントの継続的な開催を、釜石市とともに検討していくとともに、県ラグビー協会と連携した大会等の誘致活動、トップリーグ等の試合が行われる県外会場でのブース出展によるスタジアムのPRを行うこととしています。                      今後も、各種大会やイベント等の誘致を図り、沿岸地域の振興、広域的な文化・スポーツの振興に向けて取り組んでいきます。</p>	文化スポーツ部	文化スポーツ企画室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>2 世界遺産登録を活用した地域振興の推進について                      (1) 平泉の文化遺産の適切な保存管理のための必要な調査・研究等の取組に対し支援措置を拡充するとともに、登録外となっている周辺資産の追加登録に向けた取組を推進し、現在建設中のガイダンス施設がゲートウェイ機能を発揮するようなデザイン化と運用を行うこと。</p>	<p>既に世界遺産に登録された資産に加え、追加登録を目指す遺跡等を含め、「平泉の文化遺産」の保存管理のために必要な史跡などの土地の公有化、考古学的な発掘調査及びその成果を基にして実施する史跡整備に関して、市町が国庫補助事業として実施する場合に、県も合わせて補助し、確実な事業成果が得られるよう支援しているところです。</p> <p>引き続き、保存管理のための支援を行っていくとともに、登録外となっている周辺資産の追加登録に向けて、専門家委員会の開催や文化庁との調整など、推薦書案の作成に向けた取組を継続していきます。</p> <p>また、令和2年6月の政府予算要望において、「平泉の文化遺産」の世界遺産追加登録が早期に実現されるよう、調査研究に対する財政的支援及び技術的支援について要望したところであり、今後も国から必要な支援が受けられるよう、働きかけを行っていきます。</p> <p>さらに、「平泉の文化遺産ガイダンス施設(仮称)」は、「平泉の文化遺産」の構成資産及び関連する遺跡の価値や特徴を分かりやすく伝えるガイダンス機能、柳之御所史跡から出土した資料の展示・収蔵や、平泉文化に関わる調査研究機能を備えるほか、柳之御所史跡公園を活用した体験活動、学習旅行等で来訪した児童・生徒への学習活動への支援など、「平泉の文化遺産」の構成資産及び関連する遺跡を周遊していただくゲートウェイとして多様な機能を発揮できるよう取組を進めていきます。</p>	文化スポーツ部	文化振興課	A 提言の趣旨に沿って措置



意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>2 世界遺産登録を活用した地域振興の推進について                      (3) 平泉世界遺産登録10周年記念事業について、関係市町とともに積極的に取り組むこと。</p>	<p>県では、世界遺産登録10周年に向け、令和2年12月24日に平泉世界遺産登録10周年事業推進会議を設立し、平泉町をはじめ、関係市町や団体等と連携した取組を進めることとしています。</p> <p>また、令和3年は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の関連イベントや東北デスティネーションキャンペーン、復興10年関連事業が実施されるほか、北海道・北東北の縄文遺跡群の世界遺産登録が見込まれており、これらを活かした情報発信や誘客活動に取り組むこととしています。</p> <p>さらに、登録10周年となる令和3年秋の開館に向けて、「平泉の文化遺産」ガイド施設(仮称)の整備を進めており、これまで以上に平泉世界遺産の価値を国内外に広く発信することとしています。</p> <p>これらの取組を通じて、平泉世界遺産登録10周年の機運醸成を図り、平泉世界遺産の価値の普及啓発や適切な保存管理を進め、交流人口の拡大や地域振興につなげていきます。</p>	文化スポーツ部	文化振興課	B 実現に努力しているもの
<p>2 世界遺産登録を活用した地域振興の推進について                      (4) 史跡等文化財の保存、整備及び活用に係る財政措置を充実させるとともに、必要な支援を講ずること。</p>	<p>史跡等の文化財の保存、整備及び活用については、世界遺産登録に関わる史跡などの土地の公有化や発掘調査、及びその成果を基にして実施する史跡整備に関して、県は国庫補助事業に係る嵩上げ補助を行い、平成17年度以降逐次その対象を拡大し助言や支援を行ってきたところです。国庫補助事業に係る県の嵩上げ補助については、県として施策推進が必要な分野や、史跡等文化財の災害復旧など、特殊事情がある場合に限定して行っているところですが、嵩上げ補助の可否につきまして、事業の内容や趣旨を踏まえながら、今後、既存の補助制度の活用の可能性も併せ、検討していきます。</p>	教育委員会事務局	生涯学習文化財課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>3 過疎対策の推進について                      (1) これまでの過疎地域の努力と役割を踏まえた振興が引き続き図られるよう、過疎地域が果たしている役割を評価した新しい理念を確立し、総合的な過疎対策を推進するための新たな法律を制定するよう国に働きかけること。</p>	<p>現行の「過疎地域自立促進特別措置法」の失効を令和3年3月末に控え、県では、全国過疎地域自立促進連盟による要望、全国知事会提言、北海道・東北六県要望等を行ってきたほか、令和2年11月17日に行った政府予算要望において、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行過疎法失効後においても、これまでの過疎対策の枠組みを生かした新たな法律に基づく総合的な振興策を講じること</li> <li>・過疎対策事業債の継続をはじめとした各種財政措置の維持・拡充を図ること</li> <li>・過疎地域の要件と単位について、現行法第33条に規定されているいわゆる「みなし過疎」と「一部過疎」も含めた現行の過疎地域を引き続き対象とすることを基本としつつ、過疎地域の特性や果たしている役割、近年人口減少が急速に進んでいる地域の状況等を的確に反映したものとするについて、要望を行っているところであり、引き続き国に対して働きかけを行っていきます。</li> </ul>	<p>ふるさと 振興部</p>	<p>地域振興 室</p>	<p>B 実現 に努力し ているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>3 過疎対策の推進について                      (2) 現行過疎法の期限終了後も、現行法第33条の規定による「市町村の廃置分合等があった場合の特例」を引き続き設け、現行過疎地域を継続して指定対象とするよう国に働きかけるとともに、現行過疎法における過疎地域の指定要件を狭めない等、現行過疎地域が、新法においても引き続き過疎地域に指定されるよう最大限配慮するよう国に求めること。</p>	<p>現行の「過疎地域自立促進特別措置法」の失効を令和3年3月末に控え、県では、全国過疎地域自立促進連盟による要望、全国知事会提言、北海道・東北六県要望等を行ってきたほか、令和2年11月17日に行った政府予算要望において、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行過疎法失効後においても、これまでの過疎対策の枠組みを生かした新たな法律に基づく総合的な振興策を講じること</li> <li>・過疎対策事業債の継続をはじめとした各種財政措置の維持・拡充を図ること</li> <li>・過疎地域の要件と単位について、現行法第33条に規定されているいわゆる「みなし過疎」と「一部過疎」も含めた現行の過疎地域を引き続き対象とすることを基本としつつ、過疎地域の特性や果たしている役割、近年人口減少が急速に進んでいる地域の状況等を的確に反映したものとすることについて、要望を行っているところであり、引き続き国に対して働きかけを行っていきます。</li> </ul>	<p>ふるさと振興部</p>	<p>地域振興室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>3 過疎対策の推進について                      (3) 過疎地域の多様な財政需要に対応するため、過疎対策事業債及び各種支援制度の維持拡充を図るとともに、過疎地域の主体的で多様な取組を支援するよう国に働きかけること。</p>	<p>現行の「過疎地域自立促進特別措置法」の失効を令和3年3月末に控え、県では、全国過疎地域自立促進連盟による要望、全国知事会提言、北海道・東北六県要望等を行ってきたほか、令和2年11月17日に行った政府予算要望において、                      ・現行過疎法失効後においても、これまでの過疎対策の枠組みを生かした新たな法律に基づく総合的な振興策を講じること                      ・過疎対策事業債の継続をはじめとした各種財政措置の維持・拡充を図ること                      ・過疎地域の要件と単位について、現行法第33条に規定されているいわゆる「みなし過疎」と「一部過疎」も含めた現行の過疎地域を引き続き対象とすることを基本としつつ、過疎地域の特性や果たしている役割、近年人口減少が急速に進んでいる地域の状況等を的確に反映したものとすることについて、要望を行っているところであり、引き続き国に対して働きかけを行っていきます。</p>	ふるさと振興部	市町村課、地域振興室	B 実現に努力しているもの
<p>4 地デジ難視聴地域対策について                      (1) 受信困難世帯解消に向けた抜本的な受信対策の検討及び市町村が行う改善策への財政支援を行うよう国に働きかけること。</p>	<p>地上デジタル放送移行に伴う難視聴対策については、国において放送事業者等と連携し実施されてきたところであり、この結果、県内の対象世帯については平成27年3月までにその対策を完了したものとされており、現在、国の支援制度はない状況です。                      県としては、市町村が受信環境改善策として共聴施設の新規整備に対して補助を行う場合に、地域経営推進費による補助対象としています。                      今後も、引き続き、国に対し共聴施設の整備に係る支援制度の創設等について要望していきます。</p>	ふるさと振興部	科学・情報政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>4 地デジ難視聴地域対策について                      (2) テレビ共同受信施設の維持管理費及び老朽化に伴う施設改修費に対する財政支援制度の創設を図るよう国に働きかけること。</p>	<p>共聴施設の維持管理及び老朽化対策は重要な課題であり、これまでも国に対し、県単独及び全国知事会を通じて、維持管理及び老朽化に伴う更新に対する支援制度の創設等について繰り返し要望しています。                      今後も、引き続き国に対し支援制度の創設等について要望していきます。</p>	<p>ふるさと振興部</p>	<p>科学・情報政策室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>5 ILCの実現について                      (1) ILCの実現に向けて、国際的な議論や情報発信を更に推進し、日本政府として早期に意思表示を行うとともに、関係省庁横断の体制を強化し、ILCを我が国の科学技術の発展、更に国内の各地を繋ぐ産業・情報・技術ネットワーク形成、震災復興、民間の活力を伸ばす成長戦略、地方創生などの柱に位置付けるよう国に働きかけること。</p>	<p>国際リニアコライダー(ILC)の実現に向けては、岩手県内はもとより、東北ILC推進協議会をはじめとする関係団体等と連携しながら、東北一丸となって様々な活動を推進してきたところです。                      県においては、令和2年6月に続き11月、国に対し「ILCの実現に向けて、国際的な議論をさらに推進し、日本政府として早期に意思表示を行うとともに、ILCを我が国の科学技術の進展、国内の各地方をつなぐ産業・情報・技術のネットワーク形成、震災復興、成長戦略、地方創生等の柱に位置付け、関係省庁横断の体制を強化し、国内議論を加速させ、ILC準備研究所の設立に向けて積極的に対応すること」を要望したところであり、引き続き、国への働きかけを行っていきます。</p>	<p>ILC推進局</p>	<p>事業推進課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>



意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>5 ILCの実現について                      (2) 県においても、政府や関係自治体、関係団体などと引き続き綿密な連携を図り、ILCの受入れ態勢の整備等に全力で取り組むとともに、地域振興ビジョンやグリーンILC構想について、県民に見える形で具体的な推進を図ること。</p>	<p>東北では、本県を含む関係自治体、大学等による東北ILC事業推進センターが活動を進めており、県としては、同センターをはじめ、県内市町村やILC国際推進チームの拠点となる高エネルギー加速器研究機構(KEK)など、関係団体等との連携を一層強化しながら、国への働きかけや受入環境整備に向けた取組、ILC実現の機運醸成などに取り組んでいきます。</p> <p>また、ILCを契機として本県が世界に開かれたイノベーション拠点となり、発展する地域となるための取組の基本方向として「ILCによる地域振興ビジョン」を策定し、地域循環型のエネルギー利活用を進める「グリーンILC」や加速器関連産業の振興などの施策を掲げ、産学官連携の研究活動やセミナーの開催などに取り組んでおり、今後とも、こうした取組について広く周知を図りながら展開していきます。</p>	ILC推進局	事業推進課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>6 福島第一原発事故に伴う放射性物質影響対策について                      (1) 一時保管が長期化している除染に伴う除去土壌や道路側溝汚泥及び原木シイタケほだ場の落葉層等汚染土砂の最終処分方法を早期に決定するよう国に求めること。</p>	<p>除染により発生した土壌や道路側溝汚泥の処理に向けて、国に対し除去土壌の処理基準を早急に示すこと、汚染濃度や除去実施区域内外にかかわらず、除去等撤去に要する経費や地域で必要となる一時保管場所の整備等の掛かり増し経費について、福島再生加速化交付金(道路等側溝堆積物撤去・処理支援)と同様の財政措置を講じることについて要望しています。                      なお、国庫補助対象外となる道路側溝汚泥の一時仮置場の設置に要する経費については、平成25年度以降「放射性物質汚染廃棄物処理円滑化事業(県単)」により県南3市町に対し支援しています。</p>	環境生活部	資源循環推進課	B 実現に努力しているもの
	<p>原木しいたけほだ場の放射性物質低減を目的として除去された落葉層については、国からほだ場外に搬出して処分する現実的な方法が示されていないことから、生産者のほだ場内に一時的に保管されている状況となっています。                      県では、国に対し、これら落葉層の最終処分に向けた具体的な方針を示すよう要望しており、早期の処分の実施に向け、引き続き、国に要請していきます。</p>	農林水産部	林業振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>6 福島第一原発事故に伴う放射性物質影響対策について            (2) 放射性物質影響対策に要した経費について、自治体に最終的な財政負担が生じないよう、満額を東京電力ホールディングス(株)が負担するよう働きかけること。</p>	<p>県では、原子力発電所事故に伴う放射線影響対策に要した費用は一義的に東京電力が負うべきものと考え、東京電力に対し、要した費用全てについて賠償に応ずるよう、市町村等と連携しながら、繰り返し強く求めているところです。</p> <p>さらに、直接交渉だけでは東京電力からの賠償が期待できない請求分については、市町村等と連携して原子力損害賠償紛争解決センターに対して、平成26年1月、平成28年3月及び令和元年7月に和解仲介の申立てを実施し、同センターにおける審理を通じても、被害の実態に即した速やかな賠償を求めてきたところです。</p> <p>なお、国に対しても、県及び市町村が負担した放射線影響対策に要した経費について、十分な賠償を速やかに行うとともに原子力損害賠償紛争解決センターの判断を尊重して和解案を受諾するよう、東京電力を国が指導するなど、必要な措置を講ずることを要望しています。</p> <p>今後も引き続き、東京電力及び国に対して強く働きかけていきます。</p>	<p>環境生活部</p>	<p>環境生活企画室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>7 再生可能エネルギーの普及・促進について                      (1) 再生可能エネルギーの県内での整備促進のための大きな課題となっている送電網の強化について、国及び電力会社、発電事業者が一体となって取り組むよう県が積極的に働きかけるとともに、太陽光や風力、波力、バイオマス発電等の再生可能エネルギーの導入検討に対する支援を行うこと。</p>	<p>再生可能エネルギーの導入促進を図るためには、送電網の強化が不可欠であることから、これまでも機会を捉えて国に対し要望を行ってきたところであります。</p> <p>なお、電力インフラが脆弱な地域においては、接続費用が買取価格で想定する費用を上回るなど、地域間格差が生じており、本県の恵まれた再生可能エネルギーの活用を促進するためには、送電網の増強支援とともに、接続費用の地域間格差解消に向けた施策の展開が必要であると認識しています。</p> <p>現在、電力系統の運用調整を担う電力広域的運営推進機関により、本県を含む東北北部エリアなどの送変電設備の増強が必要な地域について、複数事業者が共同で設備増強することにより費用負担の軽減を図る「募集プロセス」が進められているところです。</p> <p>また、国においては、混雑時の出力抑制など、一定の条件下で接続を認める「日本版コネクト&amp;マネージ」の具体化に向けた取組が進められています。</p> <p>県では、このような取組の効果を注視しつつ、市町村や事業者等の意見を踏まえながら、引き続き国に対し、送配電網の強化を働きかけるなどの取組を進めていきます。</p> <p>風力発電（陸上・洋上）、波力発電等の多様な再生可能エネルギー導入・検討に対する支援については、設備導入に対する県単融資制度、事業化検討のための導入支援マップや支援情報の県ホームページでの提供、普及啓発や機運醸成に向けたセミナーや勉強会の開催などを実施しており、今後とも再生可能エネルギーの導入に向けた取組を進めていきます。</p>	<p>環境生活部</p>	<p>環境生活企画室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>7 再生可能エネルギーの普及・促進について                      (1) 再生可能エネルギーの県内での整備促進のための大きな課題となっている送電網の強化について、国及び電力会社、発電事業者が一体となって取り組むよう県が積極的に働きかけるとともに、太陽光や風力、波力、バイオマス発電等の再生可能エネルギーの導入検討に対する支援を行うこと。</p>	<p>県では、木質バイオマスボイラーの導入を計画する事業者に対し、木質バイオマスコーディネーターの派遣による技術指導や助言を行っています。                      また、木質バイオマス発電施設等の大口燃料需要に対し、素材生産団体等と燃料用原木供給に係る情報共有を行うなど木質燃料の安定的かつ継続的な供給に向けて取り組んでおり、引き続き木質バイオマスエネルギーの導入を希望する事業者への支援を行っていきます。</p>	農林水産部	林業振興課	B 実現に努力しているもの
	<p>県としては、洋上風力発電事業の実現に向けて取組を進める地域の合意形成促進等の側面支援を実施していくこととしています。                      また、国において、洋上風力発電設備等の一般海域占用に係る統一的なルールを定める「海洋再生可能エネルギー発電整備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(再エネ海域利用法)」が平成31年4月1日付で施行されたことから、同法による海域の指定に向けて、地元市町村と連携して国への働きかけを行っていきます。</p>	ふるさと振興部	科学・情報政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>8 男女共同参画の推進について            (1) 女性の活躍支援について、「いわて女性の活躍促進連携会議」や新たに設置された産学官連携サテライトミーティングの一層の取組促進を図ること。</p>	<p>県では、官民連携組織である「いわて女性の活躍促進連携会議」を設置し、女性活躍のための経営者セミナーや女性のキャリアアップセミナーを開催しているほか、防災、子育て支援、女性の就業促進、農山漁村、建設の5つの部会を設置し、分野ごとに意見交換や現地調査、研修会などの取組を進めてきたところです。</p> <p>また、令和2年度に新たに設置した産学官連携サテライトミーティングは、県内の産業界、大学、市町村の若手メンバーを構成員とし、女性の意識改革や人材育成の在り方、企業風土とトップの意識改革、ワーク・ライフ・バランスの推進などをテーマとして、情報共有や意見交換を行い、交流を深めたところであり、女性活躍に関わる活動が広がっていくことを期待しています。</p> <p>引き続き、いわて女性の活躍促進連携会議や産学官連携サテライトミーティングなどの取組を通じて、様々な分野において女性が持てる能力をより一層発揮し、活躍できる環境の整備に努めていきます。</p>	環境生活部	若者女性協働推進室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>9 上下水道の環境整備について</p> <p>(1) 人口減少に伴う料金収入の減少や老朽施設の更新需要が高まり、市町村の負担が増してきている。水道未普及地域の解消と老朽施設更新の為に国の新たな財政支援制度の創設並びに辺地対策事業債の対象事業の拡充を国に求めること。市町村が行う生活用水確保事業に対する新たな財政支援制度を創設すること。</p>	<p>県では、現行の「過疎地域自立促進特別措置法」の失効を令和3年3月末に控え、政府に対して、新たな過疎対策法の制定と、過疎対策事業債の継続をはじめとした各種財政措置の維持・拡充を要望したところです。</p> <p>併せて、今後も過疎及び辺地地域において、安全・安心な水の安定的な供給を図るため、必要な財政措置が講じられるよう、引き続き全国過疎地域自立促進連盟を通じて要望を行ってまいります。</p> <p>辺地対策事業債については、地方交付税の基準財政需要額の算入率が高く、財政上有利な地方債であり、辺地地域の課題解決に向けた施策を推進するに当たり、広く活用されていることから、県としては、市町村の水道普及や施設更新に係る状況などを丁寧に関わりながら国への要望について検討していきます。</p> <p>また、重要なライフラインである水道の未普及地域の解消や老朽施設の更新等を計画的に行っていくためには、県としても、国による支援が必要であると認識していることから、必要な予算の確保や対象事業の拡充等に向け、機会を捉えて国への要望活動を実施してきたところであり、これまでに交付率の向上や老朽管更新の補助対象管種の拡充が実現したところです。</p> <p>今後、水道のより一層の基盤強化に向けて、水道施設の整備や広域連携を進めていくため、地域の実情を踏まえた、最適な手法を市町村が選択できるようにするための財政措置の拡充等について、令和2年度においても6月に県単独で政府予算要望を実施したほか、8月には北海道東北知事会において要望を行ったところであり、今後も他の都道府県と連携して、国に対し財政的支援の拡充を要望する予定です。</p> <p>なお、生活用水確保に対する新たな財政支援制度の創設について、国では自家水施設等の生活用水は、個人資産となるため補助対象とすることは困難としているところであり、県としても同様の考えです。</p>	<p>環境生活 部</p>	<p>市町村課 県民くらしの安全課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>9 上下水道の環境整備について                      (2) 下水施設の改修において、従来の水準を下回らない国費による支援継続及び、浄化槽整備における循環型社会形成推進交付金の十分な予算確保を国に求めること。</p>	<p>下水道施設は快適な都市環境・生活環境を形成するため必要不可欠で、施設整備や維持更新は継続して実施する必要があると、公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全など公共性の高い役割を担っていることから、老朽化対策への必要な財政措置を継続するよう国に対して引き続き要望していきます。</p> <p>また、浄化槽整備における循環型社会形成推進交付金の予算確保については、これまで国に対し要望してきたところであり、今後も国に対して要望していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>下水環境課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>10 地域の保健・福祉・医療体制の整備・充実について                      (1) 体制の充実と地域及び診療科の医師の偏在解消に努め、県内のどの地域に住んでも将来にわたり安心して暮らしていける医療体制とすること。国に対して抜本的な制度改革を国に求めること。</p>	<p>県では、岩手県保健医療計画(2018-2023)に基づき、県内の医療提供体制の構築を進めています。</p> <p>限られた医療資源を有効に活用し、県内のどこにいても適切に医療を受けられる体制の整備に向け、引き続き取組を進めていきます。</p> <p>また、医師の不足、地域偏在・診療科偏在の解消に向けては、関係大学への派遣要請や即戦力医師の招聘、奨学金養成医師医師の配置調整等に積極的に取り組んでいるところです。</p> <p>一方、全国的な医師不足や地域偏在を根本的に解消するためには、都道府県単位の取組だけではなく、国を挙げて実効性のある施策に取り組む必要があることから、医師不足など同様の課題を持つ、医師少数県12県の知事による「地域医療を担う医師の確保を目指す知事の会」を発足したところです。</p> <p>令和2年7月には、医学部定員増の恒久化、医師確保対策への強力な財政支援などの提言を取りまとめ、8月に、厚生労働省への提言活動や、自由民主党の「医師養成の過程から医師の偏在是正を求める議員連盟」での講演を行ったところです。</p> <p>引き続き、医療・行政関係者への理解促進や、国民の機運醸成を図りながら、国に対して強く働きかけ、実効性のある医師不足・偏在対策の実現を目指していきます。</p>	<p>保健福祉部</p>	<p>医療政策室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>



意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>10 地域の保健・福祉・医療体制の整備・充実について                      (2) 建設から42年が経過し、施設内の老朽化が進む県立釜石病院の早期建て替えを行うこと。</p>	<p>医療局では、県立病院等において良質な医療を持続的に提供していくため、「岩手県立病院等の経営計画[2019-2024]」において施設毎の劣化状況を踏まえ計画的に改修を進めることとしています。                      県立釜石病院については、令和2年3月に劣化調査を完了しており、当該調査の結果や、釜石保健医療圏に設置されている地域医療構想調整会議等で行われる、将来の病床数やそれぞれの医療機関が担う機能などに関する議論を踏まえ対応していきます。</p>	医療局	経営管理課	B 実現に努力しているもの
<p>11 子育て世代への支援について                      (1) 住み慣れた地域の中で安心して出産できる周産期医療体制の充実を図ること。</p>	<p>県では、これまでの「医師確保対策アクションプラン」に基づく様々な取組に加え、産婦人科・小児科を専攻した奨学金養成医師に対して、義務履行とキャリア形成の両立を支援し、義務履行の全期間を地域周産期母子医療センターでの勤務に専念できる特例措置を設けています。                      さらに、分娩取扱医療機関の少ない地域での新規開設や再開を支援するための補助制度を設けるなど、産科医師の増加のための取組を推進しているところです。                      また、令和2年度から、どの地域においても安心して妊娠及び出産ができる周産期医療提供体制を整備するため、市町村と連携し、ハイリスク妊産婦の通院等に要する交通費等を支援する事業やモバイル型妊婦胎児遠隔モニターによる妊産婦の緊急搬送時において、産科医等が胎児及び妊婦の状況を迅速かつ正確に把握し安全・安心な出産を支援する事業に取り組んでいます。                      これらを総合的に推進しながら、安心して妊娠・出産ができる周産期母子医療体制の充実・強化に努めていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>11 子育て世代への支援について                      (2) 妊産婦の宿泊対応や24時間相談への対応、また、広域連携等、地域における産前産後サポートや産後ケア体制の充実を図ること。</p>	<p>宿泊を伴う支援や、24時間相談可能な体制の整備するためには、地域で妊産婦を支援する人材や機関の確保が課題であると認識しています。                      県内において、産前産後サポート事業や産後ケア事業を実施する市町村は徐々に拡大しているところであり、県としては、市町村の実情に応じて積極的な事業展開が図られるよう、国庫補助事業を周知するとともに、先行事例を紹介するなど、市町村の取組を支援することで、引き続き、体制の充実を図っていきます。</p>	<p>保健福祉部</p>	<p>子ども子育て支援室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>11 子育て世代への支援について                      (3) 医療的ケアが必要な児童生徒やその家族への切れ目のない支援のため、医療、保健、保育、福祉、教育、商工等の関係機関との連携を強化し、人材確保育成等支援体制の充実を図ること。</p>	<p>県では、医療、保健、保育、教育等の関係者を委員とした「重症心身障がい児・者及び医療的ケア児・者支援推進会議」を設置し、医療的ケア児やその御家族への切れ目のない支援のための具体的な方策について議論を行っています。</p> <p>また、市町村(圏域)においても、地域の各分野が連携する協議の場を設置し、医療的ケア児が適切な支援が受けられるよう取り組んでいます。</p> <p>今後も、こうした協議の場における支援方法の検討などを通じ、関係機関との連携強化を図っていきます。</p> <p>加えて、看護師等を対象にした医療的ケア児を含む重症心身障がい児等支援者養成研修のほか、相談支援専門員等を対象にした医療的ケア児等コーディネーター養成研修等を実施しており、引き続き、人材育成の面からも医療的ケア児支援体制の充実を図っていくこととしています。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの
	<p>県教育委員会が開催している就学・支援に関して審議等を行う教育支援委員会や保健福祉部主催の重症心身障がい児・医療的ケア会議などに出席された医療関係者やその他の関係機関の方々と、学校に在籍する医療的ケアが必要な児童生徒について、協議や情報交換を行い、連携・協力体制の推進を図っています。</p>	教育委員会事務局	学校教育課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>11 子育て世代への支援について                      (4) 特定不妊治療への支援と県内企業への啓発や理解促進を図ること。</p>	<p>不妊治療に係る経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療費助成を国の対応に合わせ拡充することとしています。                      また、「いわて子育てにやさしい企業等認証」の認証基準に、子育て支援に係る取組の1つとして、不妊治療等の従業員が望む妊娠・出産を実現するための休暇制度等の措置を盛り込み、企業等の取組の促進を図っています。                      今後とも、企業等に対し、不妊治療休暇制度の導入など、仕事と治療を両立できる環境の整備を働きかけていきます。</p>	<p>保健福祉部</p>	<p>子ども子育て支援室</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>11 子育て世代への支援について                      (5) 職場復帰の際の母乳育児と仕事の両立について県内企業への啓発や理解促進を図ること。</p>	<p>県では、仕事と子育ての両立支援を促進するため、「いわて子育てにやさしい企業等認証」の認証基準に、子育て支援に係る取組の1つとして、職場等における搾乳や授乳のための環境の整備を盛り込み、企業等の取組の促進を図っています。                      今後とも、企業等に対し、御提言の趣旨を踏まえた子育てにやさしい職場環境づくりを働きかけていきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>仕事と生活を両立できる環境をつくるため、「いわて働き方改革推進運動」の展開により、休暇制度や各種手当などの雇用・労働環境の改善について普及啓発を行っているところです。                      いわて働き方改革アワードにおいても、個別部門賞において「子育て支援部門」を設け、企業の子育て支援の取組を推奨、支援しているところであり、いわて子育てにやさしい企業等認証制度の取組とも連携しながら、企業の働き方改革の取組を支援していきます。</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>11 子育て世代への支援について                      (6) 子どもの医療費助成の拡充を図ること。</p>	<p>各市町村の医療費助成については、県の補助制度を基本としつつ、それぞれの政策的判断の下に拡充が図られてきており、県が助成対象を小学生の外来や中学生まで拡大したとしても、直ちに県民サービスの向上に結びつくものではなく、また、対象者の範囲を更に拡充した場合、多額の財源を確保する必要があります。</p> <p>子どもの医療費助成は、本来、自治体の財政力の差によらず、全国どこの地域においても同等の水準で行われるべきであることから、引き続き、国に対し、全国一律の制度創設を求めていくとともに、本県では、県立病院等事業会計負担金が多額になっているという事情もあることから、小児・周産期医療提供体制の充実など、県でしか成し得ない広域的な支援・調整を通じて、安全・安心な子育て環境の整備に努めていく必要があると考えています。</p>	<p>保健福祉部</p>	<p>健康国保課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>11 子育て世代への支援について                      (7) 妊産婦医療費助成について、母子保健法に規定する妊産婦の定義を踏まえ、助成期間を母子手帳交付から産後1年までとすること。</p>	<p>妊産婦医療費助成は、全国で本県を含む4県のみで実施しているところであり、一部の県では妊産婦特有の疾病に限定して助成するところもある中、本県は疾病の制限を設けず、妊娠中期から産後1か月までに受けた医療を幅広く助成対象としており、安全・安心な出産環境の整備に寄与しているところです。</p> <p>助成期間を拡大した場合、特に妊娠初期の妊婦に対する適正な医療が確保されるなど一定の効果が見込まれる一方で、県、市町村のいずれも多額の財源を確保する必要があり、本県では、県立病院等事業会計負担金が多額になっているという事情もあることから、小児・周産期医療提供体制の充実など、県でしか成し得ない広域的な支援・調整を通じて、安全・安心な子育て環境の整備に努めていく必要があると考えています。</p>	保健福祉部	健康国保課	C 当面は実現できないもの
<p>11 子育て世代への支援について                      (8) 子どもの救急相談電話受付時間の延長を図ること。</p>	<p>県では夜間、小児患者の保護者等からの電話相談に専門の看護師が対応し、適切な対処方法についてアドバイスを行う「小児救急医療電話相談事業」を平成16年10月から岩手県医師会に委託して、実施しています。</p> <p>受付時間の延長に当たっては、相談員の確保や相談体制の見直し等が必要となることから、他県の相談実施体制等を参考にしながら、県医師会等関係者と協議しています。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>11 子育て世代への支援について                      (9) 保育士や放課後児童支援員など子育て支援を担う人材の確保、資質の向上を図ること。</p>	<p>県では、保育士の人材確保に向けて、修学資金の貸付けによる保育士の養成や、保育士・保育所支援センターによる潜在保育士と保育施設とのマッチング支援を行っているほか、処遇改善等加算の活用を促進して給与等の改善を図り、就業と定着を支援しているところです。</p> <p>放課後児童支援員の人材確保に向けては、県内全ての放課後児童クラブにおいて国が定める職員配置基準を満たすことができるよう、計画的に認定資格研修を実施をしてきたところです。</p> <p>資質の向上については、保育士等を対象に、県と教育委員会が連携しながら、例年、年間を通じて、職務内容に応じた専門性や、指導技術・保育技術の向上を図る研修を実施しているほか、放課後児童支援員を対象に資質向上のための研修を実施しているところです。</p> <p>これらの取組を推進しながら、引き続き、保育士や放課後児童支援員等の人材確保、資質の向上に努めていきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	B 実現に努力しているもの
<p>11 子育て世代への支援について                      (10) 保健福祉環境センターへ児童福祉司を配置すること。</p>	<p>県では、増加する児童虐待に対応するため、平成30年度から令和元年度にかけて県北駐在児童福祉司を2名増員したほか、令和2年度は児童福祉司を7名増員し、より迅速な対応が可能となるよう組織体制の強化に取り組んでいるところです。</p> <p>児童虐待等への対応については、虐待通告後48時間以内の安全確認は複数人での対応を求められるなど、専門性を有する職員による組織的な対応が必要であることから、保健福祉環境センターへの児童福祉司の配置は現時点では困難ではありますが、児童福祉法施行令の一部改正により児童福祉司の配置基準が人口3万人に対して1人に引き上げられたことを踏まえ、引き続き児童相談所の体制強化を進め、その中で保健福祉環境センターへの配置についても検討していきます。</p>	保健福祉部	保健福祉企画室	B 実現に努力しているもの



意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>11 子育て世代への支援について                      (11) ダブルケア対策について、専門課を設け商工労働観光部と連携を強化して支援体制の構築を図ること。</p>	<p>県では、令和2年度作成した「ダブルケアガイドブック」を活用し、ダブルケアの社会的認知度の向上や支援者の理解醸成等に取り組んでいるほか、福祉分野と産業・雇用分野の連携強化に向け、「いわてで働こう推進協議会」において、ダブルケアに係る現状や課題等の情報共有を図ったところ                      令和3年度においては、新たに、ダブルケアに関する研修会を開催するなど、引き続き、ダブルケア支援の充実に努めていきます。</p> <p>仕事と生活を両立できる環境をつくるため、「いわて働き方改革推進運動」の展開により、休暇制度や各種手当などの雇用・労働環境の改善について普及啓発を行っているところです。                      いわて働き方改革アワードにおいても、個別部門賞において「子育て支援部門」を設け、企業の子育て支援の取組を推奨、支援するなど、保健福祉部の取組とも連携しながら、企業の働き方改革の取組を支援していきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの
		商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>12 新型コロナウイルス感染症対策について                      (1) 保育所など児童福祉施設に従事する職員への慰労金の給付を国に働きかけること。</p>	<p>県では、保育士等の処遇改善については、国の財源により国全体のスキームで行われることが望ましいとの認識の下、医療従事者など社会的な機能を維持するために就業を継続する必要がある者を支え、日々感染の不安を抱えながらも勤務を継続している保育士や放課後児童支援員等の努力に応えるため、慰労金の支給も含む更なる処遇改善等の取組を進めるよう、全国知事会等を通じて国に要望しているところです。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>12 新型コロナウイルス感染症対策について                      (2) 新型コロナウイルスの影響を受けている県内医療機関に対し、減収補填等必要な措置をとるよう国に求めること。</p>	<p>県では、これまで、新型コロナウイルス感染症への対応を行う医療機関への支援として、患者を受け入れる入院施設の設備整備、病床確保に対する支援や院内感染対策への支援等を行ってきたところです。                      また、国に対して、全国知事会等を通じて、医療機関に対する財政支援等を求めてきたところですが、国の第3次補正予算案において、地域の医療提供体制を維持・確保するための医療機関等への支援として、緊急包括支援交付金の増額や小児科等への診療報酬の引上げ、感染拡大防止等経費補助の拡充など、約2兆円の追加対策等が盛り込まれたところです。                      引き続き、様々な機会を捉えて、国に対し、直接的かつ中長期的な財政支援など、医療機関の経営安定化に向けた措置を求めていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>12 新型コロナウイルス感染症対策について                      (3) コロナの影響により様々な不安やストレスを受けている妊産婦への見守りの強化や支援の拡充を図ること。</p>	<p>県では、出産場所の確保等の不安を抱える妊婦の方々への相談窓口を設置しているほか、不安を抱える妊婦に対するPCR検査や、感染が判明した妊産婦等に対して、退院後、保健師等が訪問などで寄り添った支援を行うための体制整備を行っているところであり、引き続き、妊産婦の状況に応じた適切な支援の実施に努めていきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>13 企業誘致の推進について                      (1) 県北沿岸振興に資するよう、地域の雇用の機会を創出する為、市町村に対して企業情報の提供や企業誘致の推進を図ること。</p>	<p>県北地域に対しては、中小企業者による生産性向上、技術力向上、新商品開発等の取組を支援するため「県北広域産業力強化促進事業費補助」、沿岸地域では、津波補助金の活用による企業誘致を継続実施しています。さらに、平成24年度から施行されている「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」は、令和2年度から重点化地域として8市町24地域に限定された形で継続されることとなっており、こうした優遇制度を活用しながら、地域資源の活用など地域経済の活性化に資する企業誘致を取り組むとともに、既立地企業等のフォローアップについて、引き続き、市町村と一体となって実施していきます。</p>	<p>商工労働 観光部</p>	<p>ものづくり自動車産業振興室</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>13 企業誘致の推進について                      (2) ウィズコロナ時代のテレワークや拠点の地方移転ニーズに対応したIT関連企業等の非製造業を対象とした企業誘致を図る為の支援制度の創設を行うこと。</p>	<p>DXの推進や5G等による情報通信技術の高度化に伴い、IT関連産業の需要は年々高まっており、県としても、こうした多様な産業に対する支援の必要性を認識しているところです。                      本県では、これまで、特に県内への波及効果が大きく、更なる産業集積が期待される製造業等を中心に支援を行ってきたところでありますが、非製造業に対する支援制度についても、県内への波及効果や今後の業界動向を鑑み、検討を進めています。</p>	<p>商工労働 観光部</p>	<p>ものづくり自動車産業振興室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>13 企業誘致の推進について                      (3) 企業誘致や定住促進に資する住宅地確保の為の土地規制の緩和、国や県の規制解除の事務を柔軟かつ迅速に行うこと。</p>	<p>企業誘致や定住促進など地域振興に向けた土地利用規制の緩和については、当該規制の趣旨と地域振興のための利用の必要性に照らし具体的に検討の上、対応する必要があると認識しています。                      また、個別案件として行う規制解除の事務については、できるだけ迅速な手続がなされるよう、必要に応じ地域振興に係る事業を実施する市町村等と協力し、規制解除の事務の主体に対する早めの情報提供や相談を行います。</p>	<p>商工労働 観光部</p>	<p>商工企画室</p>	<p>S その他</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>14 新しい道路ネットワークを活かした経済、観光振興                      (1) 震災復興を契機に整備された三陸道や横軸道路によって、経済、物流、観光の流れは大きな転換期を迎えている。新しい道路ネットワークを活かした経済対策、観光振興を部局連携して戦略性をもって行うこと。</p>	<p>復興道路・支援道路の整備は、三陸防災復興プロジェクト2019の基本コンセプトとして、「三陸がつながり。日本各地や世界とつながる。ひとつになって更に前に進む。」と述べられたように、新しい時代を開く礎になるものです。このため、県では、産業振興をはじめ交流人口の拡大に向けた取組を積極的に進めていくこととし、企業誘致や新分野への進出などによる経営革新の促進、県内企業の輸出入 及び 県産農林水産物等の輸出の促進、三陸鉄道等を利活用した誘客や交流の促進などに取り組んでいきます。</p> <p>特に、令和3年度は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 復興五輪として開催される「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」、</li> <li>・ 全国の防災関係者が一堂に会する「防災推進国民大会2021」、</li> <li>・ 東北6県で展開される「東北デスティネーションキャンペーン」</li> </ul> <p>などを好機と捉え、東日本大震災津波伝承館をゲートウェイとした復興ツーリズム、三陸の豊かな食材や食文化を活用したフードツーリズム等を展開し、沿岸地域への新たな人の流れを創出していくこととしています。</p> <p>今後とも、沿岸市町村や関係機関と連携し、復興道路・支援道路の整備効果を最大限生かしながら、いわて県民計画(2019～2028)に基づき「新しい三陸の創造」を進めていきます。</p>	<p>商工労働 観光部</p>	<p>商工企画 室</p>	<p>B 実現 に努力し ているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>15 商店街の振興について                      (1) 地域の交流拠点である商店街の街並み再生に向けた強力な支援制度を創出すること。</p>	<p>商店街は、商業者の集積として地域経済において重要な役割を担うとともに、地域の暮らしを支える生活基盤として多様なコミュニティ機能を担っています。そこで、地域商業及び商店街の活性化のようなまちづくりについては、まず、地元市町村が関係者とまちの現状や将来像についてしっかりとしたビジョンを共有し、地域の実情に応じた自主的な取組を行うことが重要と考えています。</p> <p>県では、商店街のにぎわい創出や魅力創造をはじめとする商店街活性化に向けて取り組む商工団体及び商店街組織等の取り組みに対する経費を助成する、いわて希望応援ファンド商店街等活性化支援事業を平成30年度から実施しているところです。</p>	<p>商工労働 観光部</p>	<p>経営支援 課</p>	<p>B 実現 に努力し ているも の</p>
	<p>県では、住民、NPO、事業者等及び市町村が協働してまちづくりや景観づくり等を進める際に、専門的な助言を受けたい場合、岩手県まちづくりアドバイザー派遣制度を設け、支援しています。</p> <p>県では、まちづくり・景観づくりに関し専門的な知識及び経験を有した方々を「岩手県まちづくりアドバイザー」に委嘱しており、要請に基づきアドバイザーを派遣しています。</p>	<p>県土整備 部</p>	<p>都市計画 課</p>	<p>A 提言 の趣旨に 沿って措 置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>16 新型コロナウイルス感染症対策について                      (1) 国、県、市町村の支援制度が必要としている方々に届くよう周知徹底を行うとともに各種支援制度についての相談員などの人材確保策を講じること。</p>	<p>国、県、市町村の支援制度については、県の広報や、新聞広告など、様々な媒体を活用しながら、関係機関と連携して、周知を図ってきたところであり、支援を必要としている方々に届くよう、事業者に寄り添った対応に努めています。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者から、資金繰りや各種支援制度の申請手続き等に関する相談に対応するため、商工会議所・商工会に、新たに窓口相談対応を行うスタッフの人件費を追加補助したところです。</p>	<p>商工労働 観光部</p>	<p>経営支援 課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>16 新型コロナウイルス感染症対策について                      (2) 雇用調整助成金の特例措置及び現行水準の維持については、2月まで延長されたが、更なる延長を早急に決定するよう国に求めること。</p>	<p>雇用調整助成金の特例措置については、緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで延長されることとなっています。</p> <p>また、雇用調整助成金の特例措置の更なる延長については、国に対して全国知事会を通じて提言を行っています。</p>	<p>商工労働 観光部</p>	<p>定住推進・雇用 労働室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>16 新型コロナウイルス感染症対策について                      (3) 持続化給付金及び暖房費補助など事業者が冬期間も事業を継続できるような支援を行うよう国に求めるとともに、家賃補助に加え県独自の支援も検討すること。</p>	<p>持続化給付金や家賃支援給付金については、売上要件の緩和や複数回の給付について、全国知事会を通じて要請し、県単独でも同様の趣旨を盛り込んだ緊急要望書を提出しているところです。                      県では、令和2年4月から支援している3か月分の家賃に加え、更に3か月分を補助することで、国の家賃給付制度と合わせて、最長1年分の家賃を支援を実施しているところです。                      また、感染症の影響が継続する中、特に売上が減少している事業者に対し緊急の支援が必要と考え、これまでの支援策に寄せられた御意見も踏まえながら、様々な固定費や消耗品を含む感染症対策費用等にも充てられる使途を限定しない支援金を1店舗当たり40万円支給することとし、令和2年度一般会計補正予算(第7号)に必要な経費を措置したところです。</p>	<p>商工労働 観光部</p>	<p>経営支援 課</p>	<p>A 提言 の趣旨に 沿って措 置</p>
<p>16 新型コロナウイルス感染症対策について                      (4) 12月以降における緊急小口資金等の特例貸付申請期間の延長を行うよう国に働きかけること。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯を対象とした緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付については、受付期間が令和3年3月末まで延長されたところであり、総合支援資金を令和3年3月末までに申請した方については、最長で令和3年9月まで貸付を受けることが可能となりました。                      なお、生活福祉資金貸付等の各種特例措置の継続については、全国知事会が令和3年2月6日に取りまとめを行った緊急提言に盛り込まれているところです。</p>	<p>保健福祉 部</p>	<p>地域福祉 課</p>	<p>A 提言 の趣旨に 沿って措 置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>16 新型コロナウイルス感染症対策について                      (5) 産業再生特区制度の延長又は特例措置の実施、中小企業等のグループ補助金の令和2年度内の事業完了が困難な補助事業者に対する令和3年度への予算繰越し等、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている東日本大震災被災事業者に対する柔軟な対応を行うよう国に求めること。</p>	<p>被災企業への支援策については、地域の実情に合わせてきめ細かに対応する必要があると考えており、令和2年6月10日に実施した「令和3年度政府予算等に係る提言・要望」及び「新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望」、令和2年11月17日に実施した「新型コロナウイルス感染症対策及び令和3年度政府予算等に関する提言・要望」において、既に交付決定した事業者でも、事業継続に支障をきたさないよう、複数年度にわたって事業実施できるよう繰越し・再交付のための措置を講じることや、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の継続を国に対して要望してきたところ、令和3年度政府予算に盛り込まれたことから、県としても必要な予算を確保し、事業を継続する予定です。</p>	<p>商工労働 観光部</p>	<p>経営支援 課</p>	<p>B 実現 に努力し ているも の</p>
	<p>被災地においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、既往債務を抱えている被災事業者に大幅な減収が生じていること等による地域経済への影響が懸念されているところです。                      そのため、令和2年4月の知事と復興大臣とのテレビ会談及び新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望のほか、6月の令和3年度政府予算提言・要望及び復興推進委員会において、復興大臣に対し、東日本大震災津波からの復旧・復興に遅れを生じさせないよう、被災地における新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた支援の継続や財源の確保について要望しました。                      その結果、復興特区法及び同法施行令の一部改正により、対象地域を沿岸地域等に重点化した上で、令和3年度以降も税制等の特例措置が延長されることとなったことに加え、令和3年度税制改正において、新型コロナウイルス感染症の影響により設備導入等の遅延が生じた場合の復興特区税制に係る経過措置などが設けられたところです。                      今後とも、他県や県内市町村と連携を取りながら、様々な機会を捉え、国に働きかけていきます。</p>	<p>復興局</p>	<p>復興推進 課</p>	<p>B 実現 に努力し ているも の</p>



意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>17 復興創生期間後の県土整備について                      (1) 復興創生期間後も公とも工事に必要な予算が確保できるよう国に働きかけること。</p>	<p>地方の社会資本整備を推進するための予算の確保について、県では、令和2年6月10日に「令和3年度政府予算提言・要望」を行い、公共事業予算の安定的・持続的な確保を国土交通省及び財務省に要望したところです。                      国は「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を令和3年度から令和7年度までの期間で実施することとされたところです。                      今後も、地方の社会資本整備等を着実に推進するための予算の確保を国に働きかけ、財源確保に努めていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>県土整備企画室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>17 復興創生期間後の県土整備について                      (2) 整備の遅れている国道・県道及び市町村道の早急な整備を行うこと。安全安心を支える緊急輸送や代替機能の確保、産業振興に資する物流路線の強化、観光振興に資する周遊ルートの形成など戦略的に均衡ある道路ネットワークの構築を目指すこと。</p>	<p>国道や県道については、地域から多くの要望がありますが、「いわて県民計画(2019～2028)」に基づき、安全・安心を支え、産業振興等の基盤となる社会資本の整備に向け、交通量の推移や道路ネットワーク状況などを踏まえ、緊急性や重要性を考慮して整備推進に努めていきます。                      市町村道については、県が実施した令和3年度政府予算要望において、市町村を含めた道路等の維持管理に必要な予算の確保を国に要望したところであり、今後とも、様々な機会を捉えて国に強く働きかけていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課・道路環境課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>17 復興創生期間後の県土整備について                      (3) 復興後のまちづくりの前提となる河川、砂防、防潮堤などの保全施設の整備促進を図ること。</p>	<p>令和元年度末の県管理河川における整備率は49.3%であり、今後も、緊急性、重要性等を踏まえながら、河道拡幅や築堤等の河川改修を着実に進めていく必要があると認識しています。自然災害から県民の暮らしを守るため、河川改修などの治水対策について、着実に取り組んでいきます。                      砂防施設の整備については、避難所・要配慮者利用施設等が立地する箇所や、被災履歴がある箇所など、県全体の整備状況を考慮しながら対策を進めていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>18 地球温暖化対策について                      (1) 建築物省エネ法改正に合わせた家庭への省エネ・再生可能エネ機器の導入支援を図ること。</p>	<p>改正建築物省エネ法では、戸建て住宅等の小規模な建築物の省エネ基準への適合状況について、建築士から建築主に説明することが義務付けされたところですが、中小工務店又は建築士の省エネ基準の習熟状況等から、基準への適合義務化は見送られてたところと見送られています。                      このことから、住宅施策における省エネ住宅の推進については、建物そのものの省エネ性能の向上が必要と考えており、まずは、省エネ基準に習熟した人材の育成を進め、あわせてその習熟状況や国における省エネ基準義務化の動向を踏まつつ、本県における省エネ住宅の在り方について検討を進めます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>建築住宅課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>18 地球温暖化対策について                      (2) 岩手型住宅など省エネルギー住宅の推進と支援の拡充を図ること。</p>	<p>県では、省エネ性能を有し、県産木材を一定量以上使用した岩手型住宅の建設及びリフォームに対する支援を行う、住みたい岩手の家づくり促進事業を実施してきたところですが、岩手型住宅の更なる普及を図るため、関係部局との役割分担を図りながら本事業の見直しを進めています。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>建築住宅課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>19 基幹産業である1次産業の振興について                      (1) 過疎地域の所得向上に向けて、6次産業化の総合的かつ効果的な支援を講ずること。</p>	<p>県では、6次産業化の取組を進めるため、商品開発や販路開拓のためのアドバイザーの派遣や、交流会の開催、商談機会の提供等の支援を行っているところです。                      また、生産者の6次産業化による経営発展に向け、県産農林水産物を活用した発信力のある特産品開発など、生産者や商工業者等の連携による「地域ぐるみ」の6次産業化の取組を支援しています。                      今後も、こうした取組により、6次産業化を推進していきます。</p>	農林水産部	流通課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>19 基幹産業である1次産業の振興について                      (2) 安全安心な産地づくりによる消費者の信頼や評価向上に向け、環境保全型農業や有機農業の一層の推進を図ること。</p>	<p>県では、安全安心な産地づくりによる消費者の信頼や評価向上に向け、化学合成農薬の低減やたい肥による土づくりなど、環境保全型農業の取組を推進してきました。                      この取組をより一層推進するため、日本型直接支払制度である環境保全型農業直接支払交付金を活用して、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減した上で、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者団体や、有機農業に取り組む農業者団体等に対し、取組面積に応じて支援してきたところです。                      有機農業については、令和2年度から交付単価が引き上げられた一方で、取組要件が国際水準の有機農業(有機JAS制度レベル)に厳格化されたところであり、県では、有機農産物の生産・認証・流通に関するアドバイザーを派遣するほか、新たに有機JAS制度等について指導・助言を行える地域指導者を育成し、地域における有機農業の取組を支援していきます。</p>	農林水産部	農業普及技術課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>19 基幹産業である1次産業の振興について                      (3) 森林環境税及び森林環境贈与税等を活用した新たな林業施策に円滑に取り組むための、市町村に対する支援体制を整備すること。</p>	<p>森林環境譲与税は、市町村においては、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進などの森林整備及びその促進に関する費用に、県においては、その市町村の取組を支援する費用等に充てるとされています。県では、市町村における森林環境譲与税を活用した間伐等の促進に向け、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①市町村が設置する地域林政アドバイザーの養成研修の開催</li> <li>②市町村へ技術的な助言を行う専門職員の配置</li> <li>③現地機関を中心とした地域単位での対策会議の開催</li> <li>④全国における税の活用に係る優良事例の紹介</li> </ul> <p>等の取組を行っており、引き続き、市町村において新たな林業施策が円滑に実施されるよう、きめ細かく支援していきます。</p>	農林水産部	林業振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>19 基幹産業である1次産業の振興について                      (4) 県産木材の利用促進と木造建築技術者の養成支援を行うこと。</p>	<p>県では、森林施業の集約化や高性能林業機械の導入支援による県産木材の安定的な供給体制の構築に取り組んでいるほか、県が率先して公共施設整備等における県産木材等の利用を推進しているところです。</p> <p>木造建築技術者の養成については、令和元年度から建築士等を対象としたスキルアップ研修を開催するなど木造建築設計技術者の人材育成に向けた取組を開始し、令和3年度も木造建築に係る構造設計の研修会を開催することとしています。</p> <p>引き続き、岩手県県産木材等利用促進基本計画及び同行動計画に基づき、関係団体等と連携しながら、県産木材の利用促進を図るほか、中大規模施設の木造化や内装木質化が促進されるよう、技術者の養成に向けた支援に取り組めます。</p>	農林水産部	林業振興課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>19 基幹産業である1次産業の振興について (5) 治山事業と路網整備の推進を図ること。</p>	<p>路網整備(林道)については、市町村森林整備計画で計画されている路網整備等推進区域において重点的に整備を進めています。 治山事業については、平成28年発生台風第10号、令和元年発生台風第19号災害の被災地や、人家、公共施設等に被害を与えるおそれが高い箇所等を重点的かつ計画的に実施しています。 今後も、山地災害から県民の生命・財産が守られるよう、治山施設の整備や荒廃した保安林の整備など治山対策を推進していきます。</p>	農林水産部	森林保全課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>19 基幹産業である1次産業の振興について (6) サケの回帰尾数の増大に向けたふ化放流体制及び回帰に係る調査研究、サケ増殖事業の充実強化を図るとともに、新たな養殖品種導入等、活力ある地域水産業の振興のための施策展開を図ること。</p>	<p>ふ化放流体制の強化については、東日本大震災津波後のさけふ化放流体制を再構築するため、県は、増殖団体、漁業者代表及び有識者で構成する「岩手県さけふ化放流事業復興検討会」に参画し、ふ化場の復旧整備を支援するとともに、種卵確保対策や資源回復計画等を協議するなど、関係者と一体となって取り組んでいます。 調査研究の強化については、県では、国の研究機関と連携しながら平成13年度から耳石温度標識を用いてさけ稚魚の移動分布、成長等を調査しており、平成26年度からは、釜石市に新たに整備した「水産技術センターさけ大規模実証試験施設」を活用し、健康な稚魚の生産技術を確立するための試験・研究を行っています。 加えて、近年の沿岸水温の上昇等の海洋環境の変化も不漁要因の一つと考えられていることから、平成30年度からは高水温でも回帰する北上川水系のサケに着目し、その特性を利用した新たなサケ資源の造成を検討しているところです。 さらに、サケ資源の減少が北海道でも確認されていることから、稚魚減耗要因のより広域的な調査の実施を国に要望しているところです。 新たな養殖品種の導入については、これまでのサケ、マス類の海面養殖試験の実施における魚病対策や漁場環境調査等の支援に加え、今後は、国庫補助事業の活用による施設整備など、市町村や漁協の要望を踏まえながら、新たな養殖の事業化に向けた支援をしていきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>19 基幹産業である1次産業の振興について                      (7) 環境の変化に対応したつくり育てる漁業の一層の推進を図るとともに、磯焼け対策に万全を期すこと。</p>	<p>県では、サケ資源の回復を図るため、稚魚減耗要因の解明に向けた調査研究や、海洋環境の変動に対応したサケ稚魚の生産技術の開発などに取り組んでいるところです。</p> <p>また、海洋環境の変化に左右されにくく、安定した生産が見込める養殖業を振興するため、新たな魚種として、サケ、マス類の海面養殖の事業化に向けた取組を支援するなど、本県のつくり育てる漁業をより一層推進していきます。</p> <p>磯焼け対策としては、漁協に対してウニの積極的な採捕とコンブ等の海中林造成を指導するほか、ウニを餌料海藻の多い漁場や漁港内へ移殖して蓄養するなど、資源の有効活用を漁協へ指導するとともに、令和2年度一般会計補正予算(第5号)で措置した「黄金のウニ収益力向上推進事業」により、磯焼け対策とウニ資源の有効活用とを両立させるための取組を進めており、引き続き、漁場の生産性の向上と漁業者の所得向上を支援していきます。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>水産振興課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>20 鳥獣、害虫対策について                      (1) 野生鳥獣被害対策の充実強化及び広域的な対策を講ずること。</p>	<p>県では、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、第12次鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画を策定し、生物多様性の確保や生息環境の保全等の観点から鳥獣の保護を進めるとともに、自然生態系や農林業に被害を及ぼしている鳥獣については、市町村や関係機関と連携を図りながら、モニタリング調査等に基づく適正な個体数管理や被害防除対策の促進等に取り組んでいます。</p> <p>狩猟期間の延長に加え、環境省の交付金事業である指定管理鳥獣捕獲等事業を活用したニホンジカやイノシシの全県での捕獲、ツキノワグマについて事前に設定した捕獲上限の範囲内で許可事務を簡素化する特例許可の実施などを行っています。</p> <p>また、農作物被害を防止するため、市町村で策定している鳥獣被害防止計画を踏まえながら、国事業「鳥獣被害防止総合対策交付金」を活用し、有害捕獲や電気さくの設定、地域ぐるみの被害防止活動などへの支援を行っています。</p> <p>加えて、このような取組を効果的に進めるためには、県や市町村間の連携が重要なことから、県では全県対象の「岩手県鳥獣被害対策連絡会」、広域振興局単位の「地域鳥獣被害対策連絡会」を設置して、県と市町村の鳥獣被害対策の情報共有や、各地域の課題の解決に取り組んでいます。</p> <p>今後においても、鳥獣被害の更なる低減に向けて、市町村や関係団体と連携しながら、鳥獣被害防止対策の充実と強化に取り組んでいきます。</p>	<p>農林水産部  環境生活部</p>	<p>農業振興課  自然保護課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>20 鳥獣、害虫対策について                      (2) 森林病害虫(松くい虫及びカシノナガキクイムシ)等の防除(駆除)対策を講ずること。</p>	<p>松くい虫の防除対策については、「松くい虫被害対策実施方針」に基づき、被害先端地域における徹底的な駆除と、被害まん延地域における樹種転換やバイオマス発電施設での被害材の利用を促進し、被害状況に応じた効果的な防除対策を推進しています。                      今後も、徹底駆除と併せて健全なアカマツ林の育成を進め、被害拡大の阻止に努めていきます。                      また、ナラ枯れの防除対策については、「ナラ枯れ被害対策実施方針」に基づき、監視体制を強化し、未被害地への被害の拡大を阻止するための徹底駆除と、被害を受けにくい広葉樹林への若返りを図るためナラ林の伐採利用を促進し、被害状況に応じた効果的な防除対策を推進しています。                      引き続き、徹底駆除と併せてナラ林の伐採利用を進め被害拡大の阻止に努めていきます。</p>	農林水産部	森林整備課	B 実現に努力しているもの
<p>21 放射性物質影響対策について                      (1) 放射性物質の影響を受けた原木シイタケや山菜、野生キノコ類等農林産物の出荷制限解除に向けた取組及び産地再生への支援、風評被害防止と販売促進支援を積極的に行うこと。</p>	<p>県では、出荷制限を受けている原木しいたけ生産者の再開の意向を確認しながら、解除に必要なほだ場の環境整備や放射性物質検査等を実施しています。                      出荷制限等の対象となっている野生きのこ・山菜類については、関係市町と連携し、国との解除協議に必要な放射性物質濃度の経年変化の検査を継続して実施しています。                      今後も、国と協議を進めながら、可能な限り早期に解除されるよう取組を進めるとともに、産地再生に向け、原木購入や施設整備に係る経費を支援していきます。                      また、食の安全・安心確保の観点から、流通関係者が野生きのこ・山菜類の出荷前に自主検査を行うよう指導するとともに、必要に応じて精密検査を行い、検査結果を県のホームページ等で速やかに公表するなど、風評被害の防止に努めています。                      集出荷団体や産直などが実施する販売促進活動等についても、引き続き、関係機関・団体と連携し支援していきます。</p>	農林水産部	林業振興課、流通課	B 実現に努力しているもの



意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>21 放射性物質影響対策について                      (2) 農林系汚染廃棄物の早期処理への支援及び損害賠償の迅速化に関係機関と連携し積極的に取り組むこと。</p>	<p>8,000Bq/kg以下の農林業系汚染廃棄物については、国のガイドラインにおいて明確化されていない事項について、県独自にガイドライン(第2版)を策定し、焼却処理する場合は、既存の焼却施設において一般廃棄物と混焼し、市町村等の最終処分場に埋め立てる処理方針を示しているところです。                      なお、その処理費用については、処理終了時まで「農林業系廃棄物の処理加速化事業」を継続するよう国に対し要望しています。県としても早期の処理終了に向けて、技術的助言をしていきます。                      また、原発事故による被害の賠償責任は、一義的に東京電力が負うべきと考え、県内で発生している全ての損害について、被害の実態に即した十分な賠償を速やかに行うよう東京電力に求めています。                      国に対しても、東京電力が完全かつ速やかに賠償を行うために必要な措置を講ずるよう要望しています。                      今後も引き続き、東京電力及び国に対して強く働きかけていきます。</p>	<p>環境生活部</p>	<p>環境生活企画室、資源循環推進課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>22 新型コロナウイルス感染症対策について                      (1) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている農林水産事業者及び生産者への支援の拡充と制度の周知徹底を図ること。</p>	<p>県では、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した主食用米の需要に対応するため、「水田フル活用農業高度化プロジェクト事業」を創設し、主食用米から野菜、飼料用米等への作付転換を支援するとともに、ICTの活用による労働生産性の高い経営体を育成します。</p> <p>【流通課】                      県では、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受け、消費が減退している牛肉やホタテなどの学校給食への無償提供や、量販店等でのフェア開催などによる、県産農林水産物の消費拡大に取り組んでいるほか、農林漁業者のインターネット通販サイト出店に係る伴走型支援を実施しているところであり、今後においても、国の動向を注視しながら必要な対策を講じていくとともに、関係機関・団体のほか、産直施設や食品関係事業者等に対して、随時、制度の周知を図っていきます。</p> <p>【水産振興課】                      県では、県内の小中学校等の学校給食へ県産ホタテガイを提供するほか、県内量販店等における県産水産物販売促進キャンペーンや、水産加工事業者の販路開拓を促すためのアドバイザー派遣を行うなど、県産水産物の消費拡大に取り組んでいるところです。</p> <p>引き続き、漁業や水産加工業への影響を注視し、国に対して必要な働きかけを行っていきます。</p> <p>【団体指導課】                      新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けた農林漁業者に対し、制度資金等の貸付当初5年間実質無利子化、実質無担保化、貸付当初5年間保証料免除、貸付限度額の引上げ等の措置を国が行っており、令和3年度も引き続き措置される見込みです。</p> <p>県は、国の措置の対象となる制度資金に対し、令和3年度も利子補給を行う予定です。</p> <p>融資等に係る支援制度については、融資機関や県のホームページに掲載するなど周知を図っています。</p> <p>また、平成31年1月からスタートした「収入保険」は、自然災害や価格低下など農家の経営努力では避けられない収入減少を補償の対象としており、</p>	<p>農林水産部</p>	<p>農林水産部農産園芸課                       流通課                      水産振興課                       畜産課                       林業振興課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
	<p>県では、こうした制度を十分に活用して、農家が自然災害等により被害を被った場合に経営面での影響を最小限に抑えられるよう、制度の周知に努め加入推進を引き続き行っていきます。</p> <p><b>【畜産課】</b>                  県では、令和2年度一般会計補正予算(第2号、第4号)において、肥育素牛の導入に要する経費への補助や、牛マルキン制度において生産者積立金から交付されるべき交付金の一部の支援などを措置したところです。                  引き続き、国に対し必要な対策を求めていくとともに、市町村や農業団体と連携しながら、畜産農家の経営安定に取り組んでいきます。</p> <p><b>【林業振興課】</b>                  県では、県の令和2年度補正予算において、県内外の工務店等に対し、県産木材製品パンフレットを使用したプロモーションを行うほか、県産木材を活用した木材製品を放課後児童クラブ等提供するなど、県産木材の需要を喚起するための取組を行っています。                  加えて、令和2年3月に策定した県産木材等利用促進基本計画等の着実な実行により木材利用を促進し、木材需要の早期回復に向けた取組を進めていきます。</p>			

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>22 新型コロナウイルス感染症対策について                      (2) 肉用牛肥育経営安定特別対策における生産者負担を当面猶予するよう国に働きかけるとともに、生産者が持続可能性を感じられて意欲を持って経営するための措置を講ずること。</p>	<p>国は、令和3年1月以降、肉専用種の月平均の枝肉卸売価格が、3か月連続で2,300円/kgを超えた場合、2か月の準備期間を経て、生産者負担金の納付を再開するとの方針を示しています。                      現時点で、納付再開後の負担金単価は明らかにされていませんが、畜産農家が安心して経営を継続できるよう、引き続き、必要な対策を国に求めていきます。</p>	農林水産部	畜産課	B 実現に努力しているもの
<p>23 教育現場への支援について                      (1) GIGAスクール構想の実現に向けてICTを活用した授業を行うため、教員への研修等を実施するとともに、GIGAスクールサポーターやICT支援員の設置が急務となっているが、人材の確保が難しい状況にあることから、専門人材の紹介等支援を実施すること。</p>	<p>教員への研修については、令和2年度、総合教育センターに無線LAN環境、大型提示装置、研修用タブレット端末を整備しており、ICTを活用した授業改善に係る教員研修を充実していくとともに、本県の教育課題の解決に資する計画的・効果的な研修の充実に取り組みます。                      また、GIGAスクールサポーターなどの必要な人材の確保については、県教育委員会と市町村教育委員会とが学校教育のICT化に関する事項について検討・協議するため、令和2年11月24日付けで「岩手県学校教育ICT推進協議会」を設立しましたので、その中で各市町村の状況を情報交換する場を設けたいと考えています。</p>	教育委員会事務局	教育企画室、学校調整課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>23 教育現場への支援について                      (2) 小学校、中学校、高等学校の少人数教育を一層推進するとともに、教職員定数を改善し小規模校へ教職員を加配する等、教育現場への支援を強化すること。</p>	<p>小中学校における少人数教育は、「少人数学級」「少人数指導」「サポート推進事業」によって推進しており、児童生徒の基礎学力の定着と安定した学校生活の実現を図るよう取り組んでいます。</p> <p>今般、国では小学校の35人学級を実現する方向とのことでありますが、本県では、国の加配教員を活用して、小学校及び中学校のすべての学年において国に先駆けて35人以下学級を実施しているところです。今後も国の方針を踏まえて、より充実した教育が行われるように努めていきます。</p> <p>高等学校における少人数学級の導入には、教職員定数の充実が必要であり、本県のような地理的条件を抱えた地域における小規模校に係る教職員配置基準の見直しを含めた新たな教職員定数改善計画の早期の策定を、国に対して要望しているところです。</p> <p>一方で、本県の高等学校は、生徒の多様な進路選択の実現を図るため、習熟度別クラスの編成や進路希望別コース編成等の方策を講じているところです。今後も、国の標準法に基づきながら学校の特色、現状等を勘案して教職員配置を検討していきます。</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<p>教職員課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>23 教育現場への支援について                      (3) 子どもたちが地域で学ぶ機会を確保し、地域に残ることができるよう、小規模高校の存続に向けた取組を支援するとともに、高校の魅力向上に向けた施策の一層の推進を図ること。</p>	<p>令和3年2月に公表した「新たな県立高等学校再編計画後期計画」(最終案)では、教育の質の保証と機会の保障に加え、「生徒の希望する進路の実現」と「地域や地域産業を担う人づくり」を基本的な考え方としています。                      また、地域や産業界と高校のかかわりが深まっていることや、生徒の進路実現に向けた高校教育充実への期待が高まっていること等の現状を踏まえ、後期計画期間中において、一定の入学者のいる1学級校を含め、各地域の学校を規模も含めてできる限り維持することにより、地域における学校の役割を重視した魅力ある学校づくり、及び地域人材の育成等に向けた教育環境の整備を図ることとしています。                      県教育委員会では、令和2年度から新たに「高校の魅力化促進事業」に取り組んでおり、総合的な探究の時間等を活用しながら、地域理解の学習活動を充実させること等により、学校の魅力向上や地域人材の育成を図るとともに、小中学生の地元高校への理解と進学意識の醸成を図る取組を進めることとしています。                      今後とも、地域と連携しながら、地域人材の育成等に対応した教育環境の整備・充実に取り組んでいきたいと考えています。</p>	教育委員 会事務局	学校調整 課	B 実現 に努力し ているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>23 教育現場への支援について                      (4) フリースクール等、多様な教育の機会の充実と関係機                      関との連携を強化すること。</p>	<p>県教育委員会としては、スクールカウンセラーの配置等により教育相談体                      制の充実を図るとともに、市町村教育委員会においては、学校における個別                      の支援に加えて、学校外に「適応指導教室」等を設置し、不登校児童生徒を                      取り巻く環境の改善を図って、学校復帰を含めた社会的自立に向けた取組                      を推進しています。</p> <p>また、県教育委員会がフリースクールなどの民間団体や福祉関係機関等                      との連携の役割を担うなどの取組を進めているところであり、各教育事務所                      に配置している在学青少年指導員がフリースクールを訪問するなどして、学                      習指導、相談等の状況把握や児童生徒への支援のための情報共有などに                      努めています。</p> <p>今後も、不登校児童生徒への支援をより充実させるとともに、フリースク                      ール等民間施設との連絡会議を開催する等、関係機関等との連携を促進して                      いきます。</p>	<p>教育委員                      会事務局</p>	<p>学校調整                      課</p>	<p>B 実現                      に努力し                      ているも                      の</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>23 教育現場への支援について                      (5) 小児がん等、児童生徒の学習と治療・療養生活の両立                      ができる体制を整備すること。</p>	<p>小中学校における病弱教育、特に長期入院をしている児童生徒に係る教育体制について、岩手医大附属病院に長期入院をし、特別支援学校に転学をした児童生徒については、盛岡となん支援学校の教員が病院を訪問して学習を行い、中部病院に長期入院をしている児童生徒については、同様の手続きの下、花巻清風支援学校の教員が対応しています。</p> <p>また、岩手医大附属病院に入院し、特別支援学校に転学していない児童生徒に対しては、盛岡となん支援学校が在籍校と協議し、可能な範囲で学習保障を行っています。</p> <p>今後も小中学生が長期にわたる入院が必要となった場合、市町村教育委員会等と連携しながら、病弱教育を担う特別支援学校への転学等を保護者の意向を確認しながら適切に判断するなど、児童生徒の学習の場を確保するよう働きかけ、理解を進めていきます。</p> <p>長期入院高校生への対応については、令和2年度から通信制課程への一時的な転入学制度を設け、通信制高校と原籍校が連携し、学習支援にあたることとしています。</p>	<p>教育委員 会事務局</p>	<p>学校教育 課</p>	<p>B 実現 に努力し ているも の</p>



意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>23 教育現場への支援について                      (6) 医療的ケアが必要な児童生徒の教育の充実を図るため、学校への看護師配置等、受入れ態勢を整備すること。</p>	<p>特別支援学校においては、経管栄養等の医療的ケアを必要とする児童生徒の学習環境を整備し、保護者の付添い介護の負担軽減を図ることを目的として、看護師を配置しているところです。                      また、配置している看護師を対象に研修会を行っており、医療的ケアに関する基礎的な知識を確認するとともに、各校の取組の成果と課題にかかわる協議を通じて、適切な医療的ケアの推進に役立て、人材育成に努めています。                      小中学校等については、国において看護師の配置や体制整備を進める事業を展開していることから、これらの動向や関連する情報を市町村教育委員会に提供するとともに、個に応じた学習環境を整備することの必要性への理解や取組の推進を図っているところです。                      今後も、小中学校等に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒の状況の把握に努め、市町村教育委員会と連携しながら、学びの場や支援体制の構築が図られるように取り組んでいきます。</p>	<p>教育委員 会事務局</p>	<p>学校教育 課</p>	<p>B 実現 に努力し ているも の</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>23 教育現場への支援について                      (7) 就学前から一貫した人づくりを行うため、幼児教育・保育の充実と関係機関との連携体制を構築すること。</p>	<p>県では、令和3年度政府予算要望において、保育士確保対策や受け皿確保など、教育・保育の質の改善や量的拡充を図るため、十分な財源を確保するよう国に要望しているところです。</p> <p>幼児教育を担う保育者の資質・能力の向上を目指し、幼児教育センターを中核とした幼児教育推進体制の構築に向けて取り組んでいるところです。</p> <p>また、岩手県教育振興計画及びいわて子どもプラン(2020～2024)の趣旨を踏まえ、本県における全ての幼稚園・保育所・認定こども園が連携し、生きる力の基礎を培う質の高い幼児教育を推進するため、岩手県幼児教育推進連携会議を設置して、関係機関連携の下、保育者の研修の受講機会の拡充、研修内容の充実を図っていきます。さらには、各市町村における幼児教育を推進するために、幼児教育アドバイザーの養成や配置などについても検討を進めているところです。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	B 実現に努力しているもの
<p>23 教育現場への支援について                      (8) 学校におけるがん教育、LGBT教育の推進を図ること。</p>	<p>中学校学習指導要領(平成29年3月公示)及び高等学校学習指導要領(平成30年3月公示)において、新たにがん教育についても扱うことが明記され、本県では「学校におけるがん教育指導者向けマニュアル」の作成に取り組み、令和2年度内に各学校に配付する予定としています。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度は研修会を中止していますが、本県では平成27年より毎年学校保健を担当する教員に対し、「がん教育の在り方と進め方」、「多様な性の理解等」について研修会を実施しています。</p> <p>引き続き、教員のがん教育及びLGBTを含め多様な性に関する理解を深め、資質向上に努め、推進していきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育課	A 提言の趣旨に沿って措置
		教育委員会事務局	保健体育課、学校調整課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>24 新たな県立高等学校再編計画後期計画について                      (1) 新たな県立高等学校再編計画後期計画については、再編ありきではなく、地域の実情や通学環境等を十分に考慮し、子どもたちや保護者、地域住民、関係自治体等と丁寧な対話を重ねながら慎重に進めること。</p>	<p>県教育委員会では、「新たな県立高等学校再編計画後期計画」について、令和3年度から令和7年度までを計画期間とすることを示した上で、平成30年12月からこれまでの間、県内各ブロックにおいて、計画策定に向けた地域検討会議や意見交換会、及び要請に応じた説明会を計68回、約2200人の参加者のもと開催するとともに、パブリック・コメントを実施することにより、地域の代表者や県民の方々から様々な御意見を伺ってきました。</p> <p>他方で、少子化や地域社会の状況、並びに産業の動向が変化中、それらに対応し、生徒にとってより良い教育環境を整備することは喫緊の課題であり、遅滞なく後期計画を策定する必要があるものと考えています。</p> <p>これまでの会議等でいただいた御意見を十分に考慮した上で、全県的な視野に立ち、生徒にとってより良い教育環境を整備するという視点を重視しながら、慎重に検討を重ね、令和3年2月に後期計画(最終案)を示したところです。</p> <p>今後とも、公表した最終案について御理解をいただけるよう努めていきたいと考えています。</p>	教育委員会事務局	学校調整課	B 実現に努力しているもの
<p>25 特別支援学校の充実について                      (1) 特別支援学校の登下校に係る通学バスの運行について一層の充実を図ること。</p>	<p>特別支援学校においては、通学の利便性と保護者の負担軽減の観点から、7校で通学バスを運行しています。</p> <p>今後も児童生徒の実態や体調等を考慮し、安全を第一として、市町村によるバス運行など市町村の福祉施策の実施状況や放課後等デイサービス事業所等の活用状況等を踏まえ、どのような支援が可能か丁寧に検討していきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>26 新型コロナウイルス感染症対策について                      (1) 再開された文化スポーツの大会や発表会について、感染防止対策に向けた特段の配慮と支援を行うとともに、観客の入場制限が行われる場合、映像の発信等の支援に努めること。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症防止対策については、各県立高校及び県高等学校文化連盟に文部科学省の衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」等に基づき、参加する生徒の健康状態の把握や体調管理の徹底、統括団体(全国連盟・協会等)が作成するガイドラインを踏まえた実施のほか、大会参加等について、感染症対策を徹底するとともに、生徒、教職員及び家庭(地域)の実態にも留意し、適切に対応するよう要請しています。                      また、大会等の開催については、主催する関係団体において、感染症の状況等を考慮し、ガイドラインを踏まえ開催の可否を判断しており、安心・安全な大会が行われるよう連携していきます。(A)                      さらに、令和2年度、ICT環境の整備を進め、県立学校教職員及び生徒が作成した映像を県内で共有できるように進めているところです。(B)</p>	<p>教育委員 会事務局</p>	<p>学校教育 課  保健体育 課</p>	<p>A 提言 の趣旨に 沿って措 置  B 実現 に努力し ているも の</p>